

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 21 日

各道府県災害救助法担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

大阪府北部を震源とする地震など一連の災害に係る対策への協力について（周知）

標記について、本日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び同省住宅局住宅生産課長から、建設業団体の長並びに一般社団法人住宅生産団体連合会会長及び全国建設労働組合総連合中央執行委員長にあてて、それぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり協力の要請がなされております。

ついては、内容をよく御了知のうえ、災害救助法に基づく応急救助を行う際には、貴道府県建設業担当部局及び住宅業担当部局とも連携の上、被災者への対応につき遺漏なきようお取りはからいいただくとともに、貴府管内市町村に対しても周知いただき、迅速な被災者救済を進めていただきますようお願いいたします。

《問合せ先》

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付

堀田、篠原

TEL 03-5253-2111（内線 51359）

FAX 03-3502-6034